

一般社団法人 信書便事業者協会

活動のご紹介



Association of Letter service enterprise

一般社団法人 信書便事業者協会

2026/10/6

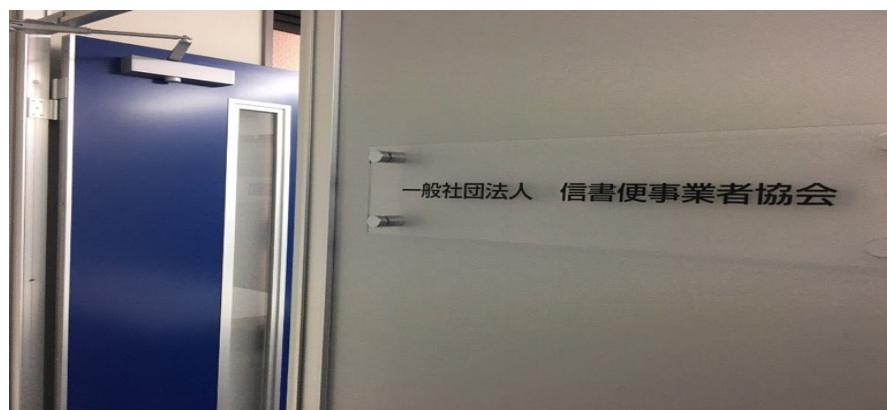


- 名称 一般社団法人 信書便事業者協会
- 設立 平成25年（2013年）1月4日
- 目的 信書便事業者同士の情報交換・連携、業界全体の活性化により、利用者への更なるサービスの向上や協会員の事業拡大の機会を拡げること。
- 会員数 130者（2026年9月1日現在）
- 事業年度 1月1日～12月31日
- 会長 伊東 博
- 事務局 東京都豊島区南大塚2丁26番9号
- Webサイト <http://shinsho-bin.com/index.html>



■ 当協会の事業内容

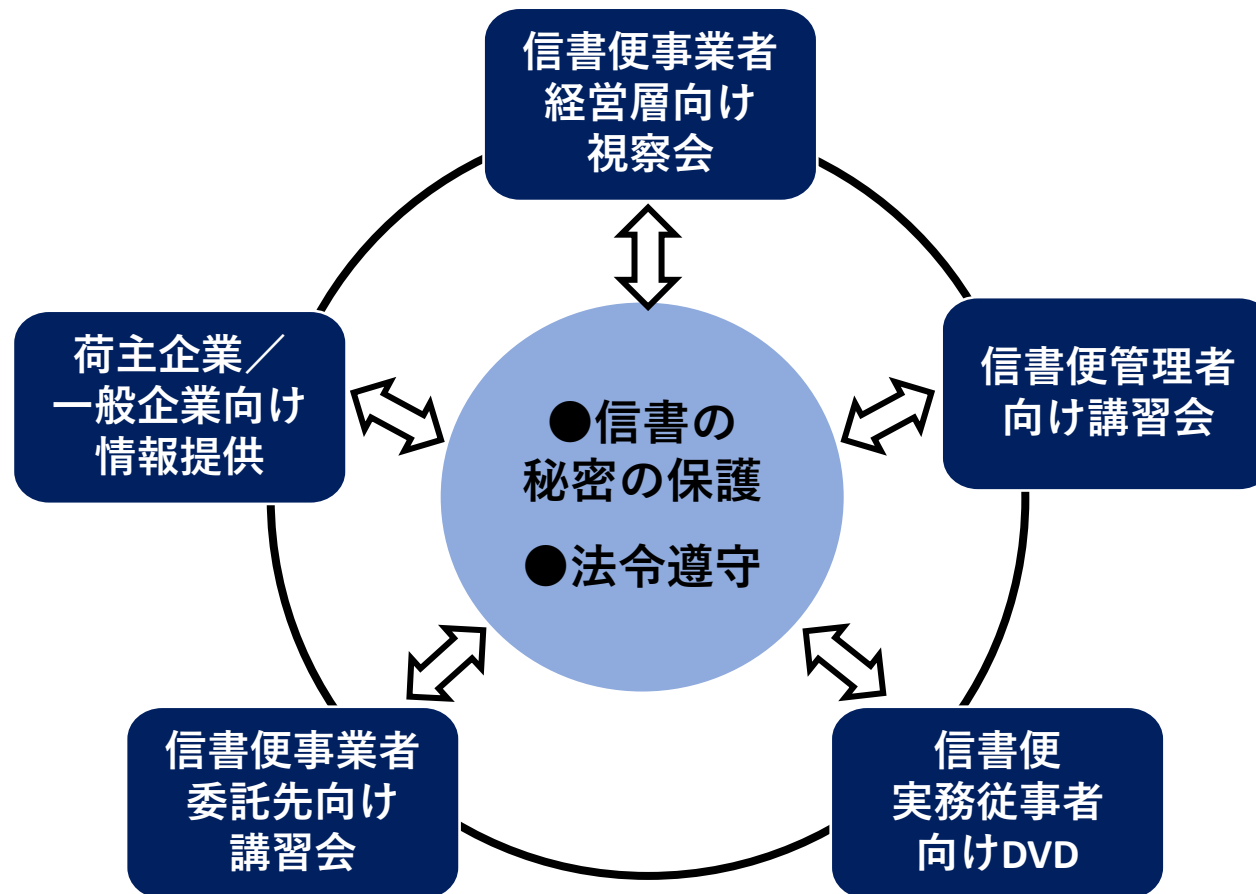
1. 信書便事業に関する研修
2. 信書便事業に関する調査研究
3. 会員間の意見交換その他の会員相互の連絡協調を図るための施策
4. 信書便事業に関する意見の公表及び行政庁等への申出
5. 信書便事業に関する広報
6. 信書便事業の社会・経済貢献を促進するための施策
7. 前各号に掲げる事業に付帯する事業
8. 前各号に掲げるものの他、本会の目的を達成するために必要な事業



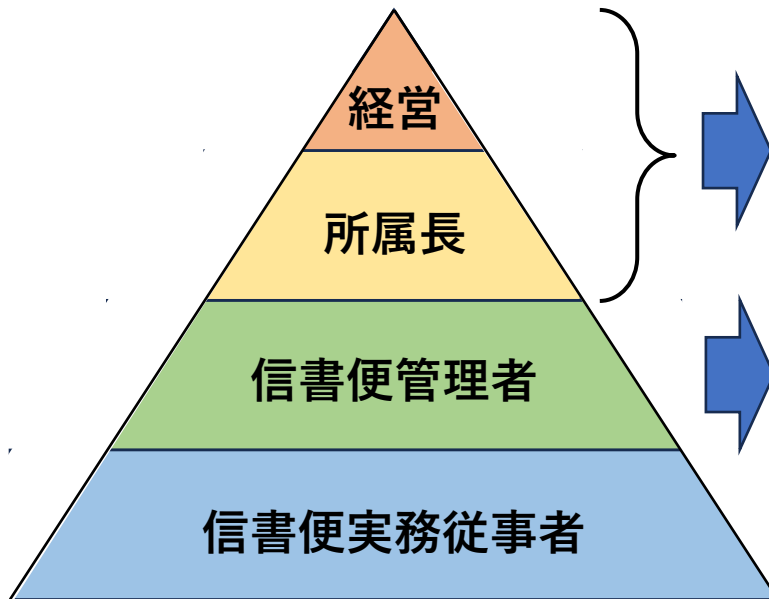
■ 「信書の秘密の保護」に向けた取組概要



信書便事業者協会では、信書便の取扱いに携わる
さまざまな『対象層』に向けて、さまざまな『方法／手段』で、
「信書の秘密の保護」の重要性を発信しています。



■ 事業者全体で信書に対する理解を深める



視察会

- 信書便事業現場の取組事例の共有
- 参加事業者同士の情報交換の機会

集合型研修

- 新任信書便管理者向け講習会
- 経験のある信書便管理者向け講習会

時間的な制約から、集合型研修実施が難しい

- 総務省作成のビデオの視聴
- 信書便事業者協会作成のDVDの視聴

信書便の『実務従事者』とは



■ 主な活動

講習会

個別講習会



自治体訪問



視察会



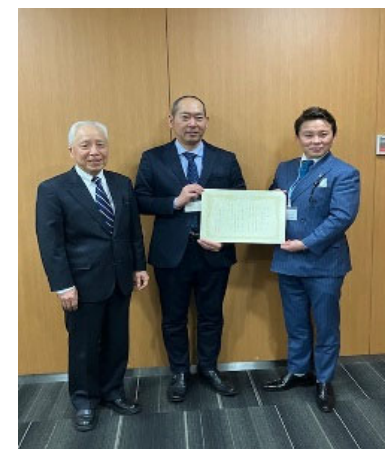
事業支援
サービス

オンラインでの
事業支援を実施



事業者
表彰

毎年、優良事業者を表彰



新たな
取り組み



LINEアカウントの開設



講演会開催



2026年度は全国各エリアを対象に各種19回の講習会を開催
新たな取組として

① 「新規事業許可取得事業者様向け講習会」の開催

第1回：4/23（水） 5社・17名様

第2回：10/21（水）開催予定

② カリキュラムに受講者様間のディスカッションを導入

③ 「委託先向け講習会」の継続開催

講習会受講後の「理解度テスト」は
グーグルフォームによるオンライン
で実施。合格者への「修了証」は、
メール添付のPDFファイルで授与



2026年度開催の講習会一覧



2026年度（令和8年）管理者向け講習会日程表

2025/12/1

	講習会日程		開催時間	開催地区	総合通信局 エリア	開催都市	Web方式	講習会名
1	2026/3/26	(木)	14:00 ~ 16:30	北海道・東北	北海道	オンライン	ZOOM	管理者向け講習会
2	2026/4/8	(水)	14:00 ~ 16:30	関東（集合）	関東	東京	東京	管理者向け講習会
3	2026/4/16	(木)	10:00 ~ 12:30	西日本/新任①	九州	オンライン	TEAMS	新任管理者向け講習会
4	2026/4/23	(木)	14:00 ~ 17:00			オンライン	TEAMS	新規取得事業者向け
5	2026/5/13	(水)	14:00 ~ 16:30	信越・北陸（GD）	北陸	オンライン	TEAMS	管理者向けグループディスカッション
6	2026/5/27	(水)	15:00 ~ 16:20			オンライン	ZOOM	役務別ヒヤリハット／3号役務
7	2026/6/10	(水)	14:00 ~ 16:30	東日本/新任①（H）	東北	仙台	ハイブリッドZ	新任管理者向け講習会
8	2026/6/25	(木)	15:00 ~ 16:20			オンライン	TEAMS	委託先向け講習会
9	2026/7/9	(木)	14:00 ~ 16:30	近畿（集合）	近畿	大阪	大阪	管理者向け講習会
10	2026/7/22	(水)	15:00 ~ 16:20			オンライン	ZOOM	役務別ヒヤリハット／2号役務
11	2026/8/5	(水)	14:00 ~ 16:30	東海（GD）	東海	オンライン	TEAMS	管理者向けグループディスカッション
12	2026/8/26	(水)	14:00 ~ 16:30	東日本/新任②	信越	オンライン	ZOOM	新任管理者向け講習会
13	2026/9/9	(水)	10:00 ~ 12:30	中・四国	中国	オンライン	TEAMS	管理者向け講習会
14	2026/9/16	(水)	15:00 ~ 16:20			オンライン	ZOOM	委託先向け講習会
15	2026/10/14	(水)	14:00 ~ 16:30	西日本/新任②（H）	四国	愛媛	ハイブリッドT	新任管理者向け講習会
16	2026/10/21	(水)	14:00 ~ 17:00			オンライン	TEAMS	新規取得事業者向け
17	2026/11/11	(水)	14:00 ~ 16:30	九州・沖縄	沖縄	オンライン	TEAMS	管理者向け講習会
18	2026/11/18	(水)	15:00 ~ 16:20			オンライン	ZOOM	ディスカッション
19	2026/12/3	(木)	15:00 ~ 16:20			オンライン	TEAMS	役務別ヒヤリハット／1号役務



Association of letter service enterprises

一般社団法人 信書便事業者協会

【事例】 信書便管理者への講習会

信書便法では、事業場ごとに信書便管理者を選任するように求めています。

- 事業場とは、信書便物の引受け、表示、区分、配達、保管その他の信書便の業務を行うところです。



具体的な 講習内容

経験の浅い「新任信書便管理者向け講習会」では

1. 総務省より、「信書の送達に関する制度の概要と信書便管理者の職務等」
2. 信書便事業者協会より「信書とは、信書の秘密の範囲」

経験豊かな「信書便管理者向け講習会」では

1. 総務省より、「信書便事業の現状」
「信書便事業運営上の留意点」
2. 信書便事業者協会より「従事者教育と指導の留意点」

信書便事業者協会では、信書便管理者に対し「信書の秘密の保護」に関する知識の習得を講習会にて実施し（非会員も含む）、利用者の皆様に安心してご利用いただけるよう取り組んでいます。

【事例】 信書便物とは、信書便物の秘密の範囲

信書便物

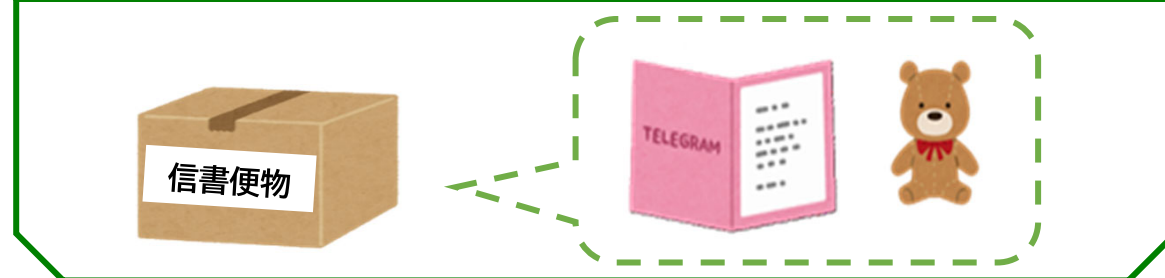
信書便法では、

信書便の役務により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）を「信書便物」と定めています。

信書と信書以外のものを封入した包装



信書と信書以外のものを封入した包装

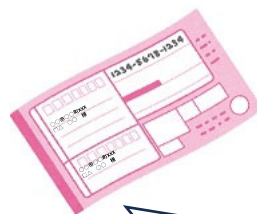


信書便物の秘密の範囲

信書の内容、差出人・受取人の住所・氏名、信書便物の有無、取扱年月日、種類、通数、その他信書の構成要素全てです。



信書の内容



差出人・受取人の住所氏名



信書便物の有無



取扱年月日



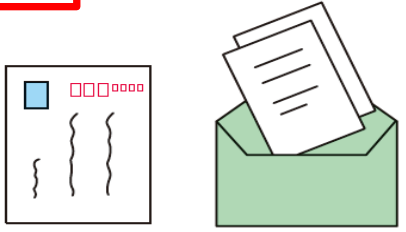
種類・通数

【事例】 信書に該当する文書 該当しない文書

信書に該当する文書の例

書 状

手紙



請求書の類

【類例】

- 納品書 ● 領収書 ● 見積書
- 願書 ● 申込書 ● 申請書
- 申告書 ● 依頼書 ● 契約書
- 照会書 ● 回答書 ● 承諾書
- レセプト (診療報酬明細書等)
- 推薦書 ● 注文書
- 年金に関する通知書・申告書
- 確定申告書 ● 給与支払報告書

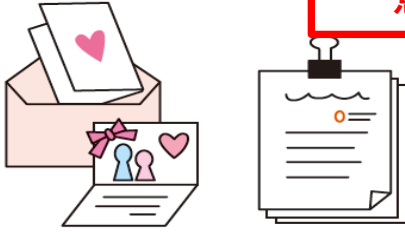


会議招集通知の類

【類例】

- 結婚式等の招待状
- 業務を報告する文書

**来てほしい！
意思あり**



信書に該当しない文書の例

書籍の類

【類例】

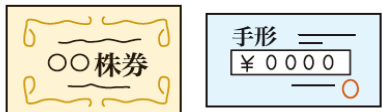
- 新聞 ● 雑誌 ● 会報
- 会誌 ● 手帳 ● カレンダー
- ポスター ● 講習会配布資料
- 作文 ● 研究論文 ● 卒業論文
- 裁判記録 ● 図面 ● 設計図書



小切手の類

【類例】

- 手形 ● 株券 ● 為替証書



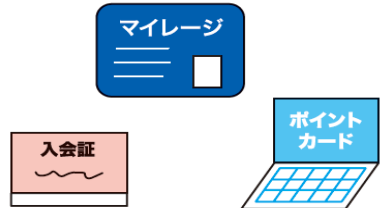
カタログ



会員カードの類

【類例】

- 入会証
- ポイントカード
- マイレージカード



会員事業者様の、実施役務に即した個別講習会を開催しています。

※オンライン方式／対面方式ともに可

※受講後、受講者への「オンライン理解度テスト」を実施

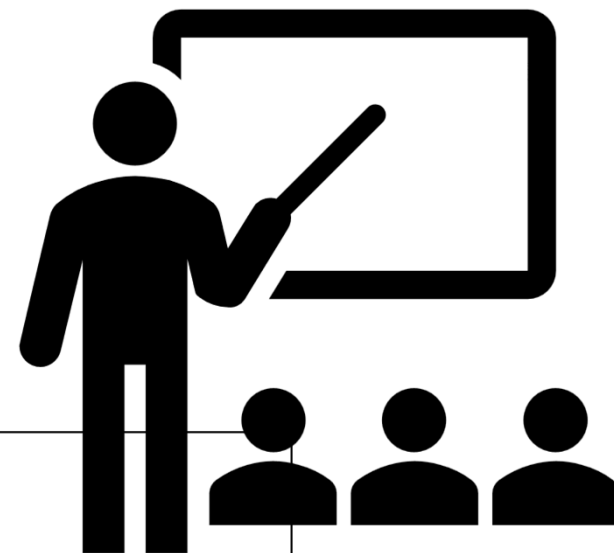
<2026年度 開催予定>

- NXキャッシュ・ロジスティクス株式会社 様

■ 「荷主企業様向けの個別講習会」も実施

今後とも、各事業者様の業種やご事情、ご要望を反映した個別講習会の積極的な開催を計画しています。

- 当協会と会員事業者様との
コミュニケーション促進
- 新しいビジネス・サービスの
ヒントにさせていただく



【2025年度「講演会」開催】

テーマ：「未来志向で描く通信と物流の新たな姿」

Part-1 5G、6G ~最新の通信技術と未来~』

Part-2 自動運転、ドローンを使った物流の未来』

Part-3 KDDI高輪本社「TUNAGU BASE TOUR（ツナグベースツアー）」

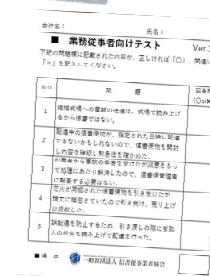
2026年度も各種講演会の企画・開催予定

主に、新たに事業許可を取得された 信書便事業者様に向けた個別サービス

リモートでのサービスも可能

■ 主な支援内容

- 信書便事業の運営では ⇒ 信書便マニュアルの作成
研修の事例紹介
- 書類作成・管理方法では
⇒ 事故管理簿、還付できない
信書便物の管理簿など
- 業務従事者向け、委託会社様への教育では
⇒ ポイントを絞ったわかりやすい指導法、テスト問題

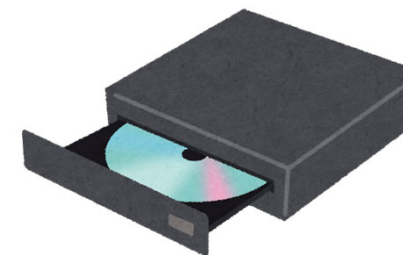


『信書および信書便物の取扱い【基礎編】・全14項目』をリニューアル

具体的には

会員事業者様からのご意見を基に、

1. 説明用語を平易なことばに変更
2. 理解度を測定できるグーグルフォームによるテストを追加
3. DVDに加え、USBメモリ版を追加



USBメモリ版

信書便管理者の教育・研修の職務支援にご活用ください。

【註】 全14項目：次ページをご参照ください。

また、「配信型研修」資料としての活用も検討中です。

- 1. 信書便の役務の種類
- 2. あなたは、どのような信書便サービスに従事していますか
- 3. 信書便約款（お客さまとの約束事）
- 4. 信書便管理規程（信書便物を取扱うための基本的事項）
- 5. 信書便事業の許可（信書便約款と信書便管理規程）
- 6. 信書便法とは（信書便物を運べるのは）
- 7. 特定信書便事業者と委託先の関係
- 8. 「信書」とは、「信書便物」とは
- 9. 「貨物」と「信書便物」の違い
- 10. 信書（通信）の秘密とは、およびその範囲
- 11. 信書便物の秘密を保護するために重要なこと
- 12. 信書便事業に従事する者が禁止されていること
- 13. 信書の秘密を侵すと罰せられる
- 14. 信書便物を開くことができる場合

ドライバー



コールセンター従事者



内勤者（仕訳け等）



当協会では、信書の送達を営む事業者による適正な業務運営の確保、利用者に対するサービス向上及び事業機会の拡大を図るため、これらに貢献する活動を行った事業者を優良信書便事業者として表彰しています。

第10回 2者を表彰

- 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合
（宮城県宮崎市）
- 株式会社ウイングスマルコー
（京都府京都市）



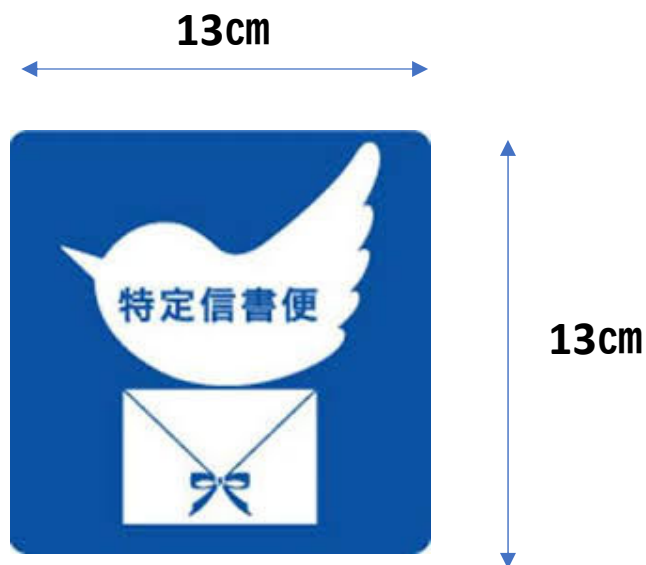
信書便マークのステッカー制作受託

当協会では、総務省の委託を受け「特定信書便マーク」のステッカーを制作し、ご要望の事業者には有料販売しています。

雨風に強い素材を使用し、剥がれにくいステッカーに改善

< 現在までの配布実績 >

- 申込数 29者
- 受託数 189枚



Webサイト（関連時報の提供と共有）



協会について 入会のご案内 お知らせ FAQ お問い合わせ

会員向けサイト

より安全で
確実に、
想いを届ける。

JOIN
ご入会はこちら
信書便事業者協会 会員登録中
→

協会からのお知らせ

総務省からのお知らせ

協会

10月美濃加茂市役所送達業務視察会を実施致しました。

協会

7月北海道視察会を実施致しました。

協会

伊東会長受賞『前島密賞』贈呈式が執り行われました。

最新のお知らせ
NEWS



Association of letter service enterprise

一般社団法人 信書便事業者協会

「会員専用サイト」内では、理解度テスト問題もダウンロードできます。



Association of letter service enterprise
一般社団法人 信書便事業者協会

ログアウト



2026年6月
全面リニューアル

会員専用サイト

Members Only

信書便ルール

信書便物について知っておきたいこと

信書便物と貨物には大きな違いがあります。

信書便物の送達に携わるすべての方々が理解しておきましょう。

ページの継続的な改善を図り、会員事業者様に有益な情報を提供してまいります。

■ 1. 信書とは、信書便物とは

信書とは 民間事業者による信書の送達に関する法律（郵便法第1条（郵便法第4条第2項））

はがきや手紙のように「特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書」

信書便物 信書便法では、信書便物の役割により送達される信書（その包装及びその包装に封入される信書以外の物を含む。）を「信書便物」と定めています。

信書便物のもの 信書と信書以外のものを封入した信書便物

■ 2. 信書便物を運べるのは？

巡回

事業許可を取得していない企業が信書便物を運ぶことは違法です！
違反すると罰金76万で罰せられます！
3年以下の懲罰刑もしくは5万円以下の罰金。

他人の「信書」の送達の事業は、原則として、**日本郵便株式会社と信書便事業者のみ**が行うことができ、宅配便やメール便では、原則として、「信書」の送達を行うことは禁止されています。

■ 3. 「貨物」と「信書便物」の違い

貨物モノの配達 宅配：国土交通省
・貨物自動車運送事業法
・貨物利用運送事業法
→ 輸送の安全

信書便物・情報の配達 宅配：郵便業
・信書便法
→ 信書（通信）の秘密

中身が壊れた、汚れた → 損害賠償 → 民事訴訟

信書便物のほかには、信書便物を送る際の「信書便物（通信）」
3年以下の懲罰刑又は5万円以下の罰金 → 刑事訴訟

テスト問題

グーグルフォームを利用して、テストが受講できます。

※各URLよりお試しください。

実務従事者向け(5問)
2026.06.01

テスト問題へ

PDFダウンロード

実務従事者向け(10問)
2026.06.01

テスト問題へ

PDFダウンロード

過去問題管理者向け(10問)
2026.06.01

テスト問題へ

PDFダウンロード



Association of letter service enterprise
一般社団法人 信書便事業者協会



Association of Letter service enterprise

一般社団法人 信書便事業者協会

